

請願第六号

生活保護法の「改正」案の廃案を求める請願

主旨

生活保護法の「改正」案を廃案にすること。

理由

現在、国会に提出されている生活保護法「改正」案は、申請という制度利用の入り口で生活保護のしめつけを強め、申請と人権を侵害するものです。

「改正」案は、

- 一 これまで可能であった口頭での申請を認めず、資産や収入、扶養の状況などの書類提出を義務付ける。
- 二 当事者間の話し合いを原則としている扶養について、扶養が困難な理由の報告を義務付けし、扶養義務を事実上の条件にする。
- 三 就労の強要と、新たに健康状態や家計支出の調査強化する。
- 四 不正受給の罰則強化と差し押さえの制度化する。
- 五 医療扶助削減する。

などを内容としています。

「改正」案は、こうした違法な「水際作戦」を「法制化」するものです。

生活保護を利用できる人の二割程度しか利用できていない状況をさらにひどくし、餓死や孤立死をうみだすことになるでしょう。

国民の生存権を危うくする生活保護法「改正」案は廃止にすべきです。

二〇一三年六月六日

紹介議員 益田 牧子

熊本市議会議長

齊藤 聡 殿